

- 健康福祉部5課+1室を横断する事業体制
- 福祉総務課は、主に各課の調整を担う（共助の基盤づくり事業は、福祉総務課）

		機能	既存制度の対象事業等	
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営	高齢福祉課
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業	社会福祉課
	ハ		【子ども】 利用者支援事業	子ども福祉課 健康増進課
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業	福祉総合相談室
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	福祉総務課
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	高齢福祉課
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業	福祉総務課
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業	社会福祉課
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子ども福祉課
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	福祉総務課
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	福祉総務課
第6号		支援プランの作成（※）	新	福祉総務課